

別表2

天童市公共下水道下水排除基準

(令和6年4月1日から適用)

有害物質（排水量に関係なく）

項 目	対 象	対 象	
		特定施設のある事業場	非特定事業場
1	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下
2	シアン化合物	1以下	1以下
3	有機燐化合物	1以下	1以下
4	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
5	六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下
6	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
10	トリクロロエチレン	0.1以下	0.3以下
11	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
12	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
13	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
20	チウラム	0.06以下	0.06以下
21	シマジン	0.03以下	0.03以下
22	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
23	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
24	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
25	ほう素及びその化合物	10以下	10以下
26	ふっ素及びその化合物	8以下	8以下
27	1,4-ジオキサン	0.5以下	—

項 目	対 象	特定施設のある事業場		非特定事業場
		排水量(m ³ /日)		
		50m ³ 未満	50m ³ 以上	
28	フェノール類	5以下	5以下	5以下
29	銅及びその化合物	3(1)以下	3(1)以下	3(1)以下
30	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下
31	鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	10以下
32	マンガン及びその化合物（溶解性）	10(5)以下	10(5)以下	10(5)以下
33	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
34	ダイオキシン類 (単位：pg-TEQ/ℓ)	10以下	10以下	10以下
35	アンモニア性窒素、亜硝酸窒素及び 硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満
36	水素イオン濃度 (pH)	5超9未満	5超9未満	5超9未満
37	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満	600未満
38	浮遊物質 (SS)	600未満	600未満	600未満
39	ノルマルヘキサ ン抽出物質	鉱油類含有量	5以下	5以下
		動植物油脂類含有量	30以下	30以下
40	温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満
41	よう素消費量	220未満	220未満	220未満

(備考)

- 1 単位は、ダイオキシン類、pH、温度を除きmg/ℓ
 - 2 は直罰基準、その他は除害施設設置基準
 - 3 業種により、排水量が20m³/日以上で直罰基準を適用されるものがある
 - 4 業種によっては、この他に暫定排水基準が適用されることがある
 - 5 29、32の項目の()内は、県条例による上乗せ値
- 項目の1～34は政令で定める基準、35～41は条例に定める基準